

労働ふくおか

10
2013 No.422

「障害者就職準備講座」を開催



<事業所の講話に熱心に聞き入る参加者>



<本番さながらの模擬面接>

8月27日、久留米市で「障害者就職準備講座」を開催しました。この講座は、企業での就職を目指す障害者の就職活動を支援するため、国や久留米市、NPO法人などの協力のもと、平成21年から開催しています。本番さながらの模擬面接、障害者を雇用する事業所の職員や企業で活躍する障害者の講話などがあり、参加者はこれからの就職活動に生かそうと真剣に取り組んでいました。

Contents

<福岡県の雇用対策>

労働教育講座・経営セミナーのご案内	2
高齢者能力活用センターのご案内	3
70歳現役応援センター合同会社説明会のご案内	3
求職者支援制度・委託訓練のご案内	4
福岡県SOHOサポートセンターのご案内	4
休日特別労働相談	5
特別支援学校生徒による「技能発表会」及び 企業と教職員との交流会のご案内	6
障害者合同就職相談会(福岡地区)のご案内	6
公正採用選考人権啓発推進員設置のご案内	7
中高年就職支援センターのご案内	7
新生活産業合同会社説明会出展企業募集	8

<福岡労働局からのお知らせ>

福岡県最低賃金改定のお知らせ	5
九州・山口合同就職応援フェアの開催について	8
労働者派遣事業と請負により行われる事業との 区分に関するセミナーのご案内	8
11月20日(水)は「ノー残業デー」です。	8
有期労働契約の新しいルールがスタートしました ～無期労働契約への転換～	9
医療関係者、事業主、労働者のみなさまへ ～あなたの近くに、胆管がんの方はいらっしゃいませんか?～	9

<その他のお知らせ>

中小企業退職金共済制度	5
-------------	---

<連載>

現代の名工を訪ねて	10
いきいき企業訪問	10
労働委員会NOW	11
労働相談Q&A、労働者支援事務所一覧	12

福岡県の完全失業率 (平成25年4月～6月)	5.2%
福岡県の有効求人倍率 (季節調節値)(平成25年7月)	0.80倍
福岡県の最低賃金 (効力発生日 10月18日)	712円

労働教育講座・労働経営セミナーのご案内

本県では、労働問題に関する基本的理解を深め、中小企業を取り巻く経済・社会の動きに即応できるよう、勤労者等を対象とした「労働教育講座」と経営者及び人事労務担当者等を対象とした「労働経営セミナー」を実施しています。

北九州地区

講座名：「がんばるあなたの時間活用術～仕事も生活も充実させるコツとは？～」

日時：11月18日（月）18：30～20：30

会場：ウェルとばた（北九州市戸畑区汐井町1-6）

講師：園田 博美氏（株式会社キャリア研究所 代表取締役）

勤労者向け

セミナー名：「人材育成のコツ！～部下の褒め方、叱り方、2時間で教えます～」

日時：11月11日（月）14：30～16：30

会場：生涯学習総合センター（北九州市小倉北区大門1-6-43）

講師：福澤 俊幸氏（株式会社ビズ・コーポレーション 代表取締役）

経営者向け

福岡地区

講座名：「職場のコミュニケーション活性化講座～聴いてもらえる話し方、話してもらえる聴き方～」

日時：11月20日（水）18：30～20：30

会場：福岡市立婦人会館（あいれふ）（福岡市中央区舞鶴2-5-1）

講師：白梅 英子氏（ルレーブ代表 産業カウンセラー）

勤労者向け

セミナー名：「人材育成のコツ！～部下の褒め方、叱り方、2時間で教えます～」

日時：12月2日（月）14：30～16：30

会場：福岡商工会議所（福岡市博多区博多駅前2-9-28）

講師：福澤 俊幸氏（株式会社ビズ・コーポレーション 代表取締役）

経営者向け

筑豊地区

講座名：「職場のコミュニケーション活性化講座～聴いてもらえる話し方、話してもらえる聴き方～」

日時：11月13日（水）18：30～20：30

会場：田川青少年文化ホール（田川市平松町3-36）

講師：白梅 英子氏（ルレーブ代表 産業カウンセラー）

勤労者向け

セミナー名：「人事のトラブル回避策～知っておくべき経営ルール～」

日時：11月25日（月）14：30～16：30

会場：イツカコミュニティセンター（飯塚市飯塚14-67）

講師：栗林 隆氏（社会保険労務士法人総合労務 社労士・診断士・産業カウンセラー）

経営者向け

筑後地区

講座名：「がんばるあなたの時間活用術～仕事も生活も充実させるコツとは？～」

日時：11月29日（金）18：30～20：30

会場：久留米市男女平等推進センター（えるピア久留米）（久留米市諏訪野町1830-6）

講師：園田 博美氏（株式会社キャリア研究所 代表取締役）

勤労者向け

セミナー名：「労務トラブルを避けるために～雇用契約にあたっての留意点～」

日時：12月4日（水）14：30～16：30

会場：久留米市男女平等推進センター（えるピア久留米）（久留米市諏訪野町1830-6）

講師：隈 充寛氏（充寛労務管理事務所所長 社会保険労務士）

経営者向け

【お申し込み方法】

テーマ名、お名前、ご連絡先（電話番号またはメールアドレス）、お住まいの市町村名をご記入の上、下記までメール、FAXでお申し込みください。

県の電子申請システムからお申し込みいただけます。詳しくは下記のHPをご覧ください。

【お問い合わせ先】

福岡県 労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3585 FAX:092-643-3588 mail:rosei@pref.fukuoka.lg.jp

HP: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d09/roudoukouza25-2.html>

高齢者能力活用センターをご活用ください

企業の皆様へ
派遣受け入れは
いかがですか!?

必要とき、必要な人材を派遣します。
当センターには様々な経歴を持つ経験豊かなベテラン 約 6,700 人の方が登録されています。
シニアパワーを経営合理化にお役立て下さい。

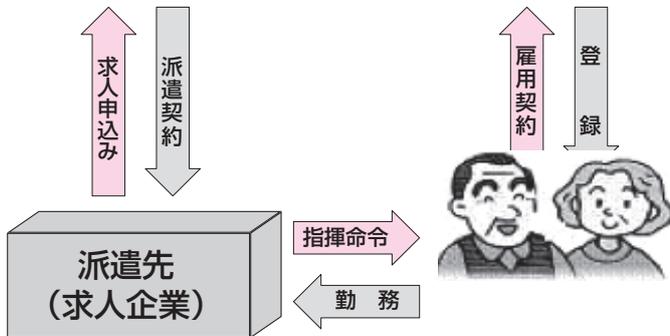
お仕事をお探しの皆様へ
生涯現役でいるために…
再挑戦してはいかがですか?

当センターでは多くの方が元気にお仕事をされています。
皆様も一緒にお仕事されませんか?

さまざまな分野で頑張っています。

- スーパーの接客 ● ホテルの受付 ● 総務・経理 ● 資材荷受・出荷管理 ● 倉庫管理
- ビル管理 ● 顧客送迎 ● 商品の配送 ● 清掃 ● 検査 ● 通訳 ● 財務アドバイザー

はつ・らつ・コミュニティ



はつ・らつ・コミュニティ

公益社団法人福岡県高齢者能力活用センター
受付時間：9時から17時まで（土・日・祝日はお休みです）
ホームページ：<http://www.hatsu-ratsu.com>
【連絡先】
（福岡）〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL 092-451-8621
（北九州）〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F
TEL 093-881-6699
（久留米）〒830-0037 久留米市諏訪野町2363-9 サンライフ久留米2F
TEL 0942-35-0520
※福岡県70歳現役応援センター内出張窓口
受付時間：毎週木曜日 10時から14時まで
（福岡オフィス）福岡市博多区博多駅前1-1-33 はかた近代ビル5F
TEL 092-432-2577
（北九州オフィス）北九州市小倉北区船場町2-10 近藤会館ビル4F
TEL 093-513-8188
<http://70-f.net/>

高齢者のための「しごと・ボランティア合同説明会」を開催します!

高齢者の就職・社会参加を後押しするため、11月14日（木）に飯塚市にて高齢者のための「しごと・ボランティア合同説明会」を開催します。

高齢者雇用に積極的な企業が会社や仕事の具体的な説明を行うほか、専門の相談員が就職や社会参加について丁寧に相談に応じます。ぜひ、ご参加ください。



● 筑豊会場 ●

日時 **11/14 (木)** 13:00 ~ 16:00
(受付 12:00 ~ 15:30)

会場 **イヅカコミュニティセンター 2F 展示ホール**
飯塚市飯塚 14-67
(アクセス) JR 飯塚駅、新飯塚駅より徒歩 15分 飯塚バスセンターより徒歩 7分



【問い合わせ先】

福岡県70歳現役応援センター

福岡市博多区博多駅前1-1-33 はかた近代ビル3階

■ご利用時間/月曜～金曜 9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く)
■ホームページ/<http://70-f.net/>

TEL/092-432-2577

—求職者の皆さまへ—

「求職者支援訓練」および「委託訓練」のご案内

国及び県では、求職者の方が早期に就職ができるよう、再就職に必要なスキルを身につけるための無料の訓練を実施し、さらに就職に向けてのキャリア相談を行っております。

求職者支援訓練	委託訓練
雇用保険を受給できない求職者の方等に対し、職業訓練を実施します。(一定要件を満たす場合には、訓練期間中に、「職業訓練受講給付金」を支給)	主に雇用保険を受給できる求職者の方に対し、職業訓練を実施します。(訓練については県が民間の専修学校・大学・事業主等に委託)

【主な訓練科目】 IT関連、パソコン、簿記、介護、医療事務等

【お問い合わせ先】 ●求職者支援訓練

住所地为管轄する公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

※福岡労働局HP(ハローワーク一覧)：

http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02.html

●委託訓練

福岡県職業能力開発課公共訓練係(TEL 092-643-3604)

SOHO 事業者に対する支援

登録・利用無料

● SOHO とは・・・

福岡県ではSOHO(Small Office Home Office)を「自宅や自宅近在の事務所において、パソコンなどの情報通信機器を活用して、企業等からのアウトソーシング業務を請け負う個人または法人等」と定義しています。

● 福岡 SOHO サポートセンター

福岡 SOHO サポートセンターでは、「困った」仕事を請け負うプロが多数在籍!



- 事業PRのためのホームページを作ってほしい
- 広告チラシやポスターのデザインをしてほしい
- プログラムの開発の人材を確保したい
- イベントの企画をお願いしたい

まずは、福岡SOHOサポートセンターに登録を!

The screenshot shows the website interface for SOHO Support Center. It includes a navigation menu on the left with options like 'SOHOとは', '福岡SOHOサポートセンター', '登録・修正', and '検索'. The main content area displays a '新着仕事情報' (New Job Information) section with a form for job details, including fields for '募集職種' (Job Type), '自宅可否' (Home-based), '勤務地キーワード' (Location Keywords), and 'フリーワード' (Free Words). There are also buttons for '検索' (Search) and '新規登録' (New Registration).

募集案件タイトル	発注者	募集職種	申込み期限
ホームページ制作依頼相談希望	〇〇〇〇商店	デザイン	2013/10/△
経理・記帳代行お願いします	オフィス×××	事務系	2013/10/□

あなたの地域のSOHO(IT活用のプロ事業者)が、問題解決いたします。ただいま、1,200を超えるSOHO事業者の情報を公開中!

まずは、ここにアクセス!

福岡SOHOサポートセンター

<http://www.sohofukuoka.com/>

福岡県最低賃金改正のお知らせ

福岡県最低賃金が次の通り改正されます。

1時間 **712円** **効力発生日** 平成25年10月18日

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

《業務改善助成金のご活用を！》

業務の改善を行い、事業場で最も低い時間給を、計画的に800円以上に引きあげる中小事業主に対して、助成金を支給します！

〈支給の概要〉

- ①賃金引上げ計画の策定（事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げ）
- ②1年当たりの賃金引上げ額は40円以上（就業規則等に規定）
- ③引上げ後の賃金支払実績
- ④業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- ⑤賃金引上げのために業務改善を行い10万円以上の費用を支払うこと

支給額：⑤の経費の2分の1（上限100万円）

支給回数：賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給（最大3回）

申請先：福岡労働局労働基準部賃金課（申請書は福岡労働局ホームページよりダウンロードできます）

〈業務改善助成金の対象経費例〉

- 在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用
- 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用
- 新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

詳しくは **福岡労働局 労働基準部 賃金課**へ

TEL 092-411-4578 FAX 092-411-2633 ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

中小企業事業主のみなさん、退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください

- **国の制度だから安心**
国から掛金の助成を受けられます。
- **社外積立だから簡単**
従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします。
- **掛金は全額非課税だから有利**
節税に加え、手数料もかかりません。
- **パートタイム労働者も加入できます**
短時間労働者のための特例掛金月額があります。
- **家族従業員も加入できます**
平成23年1月から、同居の親族のみを雇用する事業所も加入できるようになりました。
- **加入できる中小企業**
常用従業員数又は資本金・出資金の額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。（個人企業の場合は常用従業員数によります。）

一般業種（製造・建設業等）

常用従業員数300人以下 又は資本金・出資金3億円以下

卸売業

常用従業員数100人以下 又は資本金・出資金1億円以下

サービス業

常用従業員数100人以下 又は資本金・出資金5千万円以下

小売業

常用従業員数50人以下 又は資本金・出資金5千万円以下

問い合わせ先 **独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部**（略称：中退共）
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

ちゅうたいきょう

詳しくはホームページで

中退共

検索

休日特別労働相談会

無料

解雇、賃金未払、セクシュアルハラスメント、労働条件に関する事など労働に関する問題で悩んでいませんか？福岡県では県内4か所の労働者支援事務所（12ページ参照）で「休日特別労働相談会」を実施します。雇用形態に関係なくどなたでもご相談いただけます。秘密は厳守します。相談無料です。

電話及び面談による相談（相談の内容により弁護士面談を実施）。

日時：平成25年10月27日（日）10：00～18：00

会場：各労働者支援事務所（12ページ参照） 主催：福岡県、北九州市、福岡市

特別支援学校生徒による「技能発表会」及び 企業と教職員との「交流会」のご案内

福岡県では、特別支援学校高等部の生徒が、日ごろ学習し、訓練した職業技能を企業の人事担当者に発表する「技能発表会」を開催します。

発表会終了後には、特別支援学校の教職員と企業の人事担当者との交流会も開催します。特別支援学校の生徒の皆さんのひたむきな姿に接し、人材確保のためのネットワークを広げる良い機会です。

福岡・筑後地区、北九州・筑豊地区の2か所で開催します。障害者雇用に関心のある企業の皆さんの参加をお待ちしております。

〈福岡・筑後地区〉

日 時：平成26年1月30日（木）

10：15～12：15

場 所：県立特別支援学校
「福岡高等学園」

（筑紫野市古賀304）

〈北九州・筑豊地区〉

日 時：平成26年2月5日（水）

10：15～12：15

場 所：県立特別支援学校
「北九州高等学園」

（中間市大辻町18-1）

〈お問い合わせ先〉 福岡県新雇用開発課障害者雇用係 担当：犬塚 TEL 092-643-3594

障害者合同就職相談会のご案内

福岡県では、障害者の皆さんが、個性や能力を存分に発揮して働くことができるよう合同就職相談会を実施します。

相談会では、最初に企業の採用担当者が、会社の概要や仕事の内容などを説明するプレゼンテーションを行います。その後、参加者の皆さんは、企業のブースを訪問し、直接、企業の採用担当者との面談します。

人材確保の良い機会です。たくさんの企業の参加をお待ちしています。

《障害者合同就職相談会》

日 時：平成25年**11月19日**（火）13：00開始

場 所：**エルガーラ8F大ホール**

（福岡市中央区天神一丁目4-2）

〈お問い合わせ先〉 株式会社ジャストヒューマンネットワーク TEL 092-791-2018

～公正な採用選考システムの確立に向けて～ 「公正採用選考人権啓発推進員」設置のご案内

「職業選択の自由」、「就職の機会均等」を確保し、雇用の促進を図るためには、企業の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、福岡県及び福岡労働局・公共職業安定所（ハローワーク）では、企業内において公正な採用選考システムの確立等に中心的な役割を果たしていただく担当者として「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いしています。

すでに、多数の事業所において推進員が設置され、主体的な取組が進められています。

未設置の事業所におかれましては、推進員制度の趣旨を十分にご理解いただき、ぜひ設置していただきますようお願いいたします。

推進員の主な役割

- 公正な採用選考システムの確立を図ること
- 企業内研修計画の樹立及び実施に関すること
- 職業安定行政機関との連絡に関すること
- その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

※ 推進員設置の手続きは管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。
※ 推進員を設置している場合、県の競争入札参加資格審査で、「地域貢献活動」として加点制度があります。
詳細は県ホームページをご覧ください。（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

公正採用選考人権啓発指導員のご案内

福岡県では、雇用主に対して同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない適正な採用選考の実現を図ることを目的として、公正採用選考人権啓発指導員を設置しています。

公正採用選考人権啓発指導員が、推進員をまだ設置されていない事業所を訪問し、推進員の設置をお願いしております。事業所の皆様には、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

～中高年求職者の早期再就職と企業の人材確保を応援します～

福岡県中高年就職支援センターでは、おおむね40歳から64歳までの方を対象に、個別キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介、職業能力向上のための講座、合同会社面接会等の就職支援をワンストップで行っています。

中高年求職者への再就職支援

- **個別就職相談**
専門のキャリアコンサルタントによるマンツーマンの個別コンサルティング
- **就職支援セミナー**
求人を見つけ方、応募書類の書き方、面接のポイント等の就職活動のノウハウの提供
- **各種講習**
就職に役立つ講座の開催（マンション管理員講座、フォークリフト運転技能講座等）
- **ハローワークの窓口設置**
ハローワーク登録求人の公開、職業相談員による職業紹介、個別求人開拓



中高年求職者と企業の出会いの場の提供

- **合同会社面接会**
面接会を県内4地区（福岡地区、北九州地区、筑後地区、筑豊地区）で定期的に開催しており、求人開拓員が各企業を訪問して、面接会への参加をお願いしています。
- **求職者情報を活用したリクエスト紹介**
求人開拓員が企業を訪問した際に、求職者情報を提供し、企業からのリクエストに基づく職業紹介も行っています。

問い合わせ先

福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル5階 TEL: 092-292-9250
【ご利用時間】 月曜～金曜 9時30分～18時（祝日・年末年始を除く）

第3回新生活産業合同会社説明会出展企業募集

新生活産業（介護、家事代行等の個人・家庭向けサービス）分野で、求人企業と就職希望者に出会いの機会をもつていただくため、合同会社説明会を開催します。サービスを支える人材の確保に、この機会をぜひご活用ください。

日時：1月21日(火)

会場：福岡市 エルガーラホール

出展料：無料

※申込方法・詳細については運営事務局までお問合せください。

お問い合わせ先 新生活産業就職支援事業運営事務局

〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-3 天神MMTビル8階(ヒューマンアカデミー株式会社内)

TEL:092-713-8600 FAX:092-721-9665

E-mail: shinseikatsu@athuman.com HP: http://www.f-shinseikatsu.jp/

新規大学等卒業予定者・既卒者及びおおむね40歳未満の若年求職者の皆様へ ～九州山口合同 就職応援フェア（合同会社説明会）を開催いたします～

- 日時：平成25年11月26日(火) 13:00～17:00(受付16:30)
- 場所：福岡国際会議場(福岡県福岡市博多区築港本町2-1)
- 対象者：新規大学等卒業予定者・既卒者及びおおむね40歳未満の若年者
- 参加企業：100社程度(福岡をはじめとする九州・山口の企業)
- 主催：福岡労働局、公益社団法人福岡県雇用対策協会、福岡新卒者就職応援本部
- 共催：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県及び各県ジョブカフェ(予定)

お問い合わせ先 福岡県若者しごとサポートセンター TEL092-720-8832

あなたの会社の請負は適正ですか？

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関するセミナーのご案内

福岡労働局では、業務の遂行方法等について労働者派遣か請負かを明確にし、それに応じた安全衛生対策や労働時間管理の適正化が図られるように、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」に関するセミナーを開催します。(※注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。)

日時：平成25年11月13日(水) 13時30分～16時30分

会場：北九州ウェルとばた多目的ホール(北九州市戸畑区汐井町1番6号)

お問い合わせ先 厚生労働省福岡労働局職業安定部需給調整事業課 TEL092-434-9711 FAX092-434-9771

福岡県内の企業・働く皆様へ

11月20日(水)は、
「県下一斉ノー残業デー」です。

メリハリのある働き方を
浸透させましょう!

～福岡労働局では、福岡県内の企業・団体に「一斉ノー残業デー」の実施を呼びかけています～

有期労働契約の新しいルールがスタートしました ～無期労働契約への転換～

労働契約法が改正され、有期労働契約の新しいルール「無期労働契約への転換（第18条）」が、平成25年4月1日よりスタートしました。無期転換の仕組みのポイントは、下記※をご覧ください。

(※)無期労働契約への転換（労働契約法第18条）	施行日：平成25年4月1日
<ul style="list-style-type: none">●同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。●通算契約期間のカウントは、施行日である平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約（新規採用、契約の更新）が対象です。●平成25年3月31日以前に開始された有期労働契約（新規採用、契約の更新）は通算されません。	

では、「無期労働契約への転換」とは、労働条件がどう変わるということでしょうか。今回の法改正が義務付けるのは、「期間の定めをなくすこと」であり、「正社員化」を義務付けるものではありません。

無期転換後の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）については、労働協約、就業規則、個々の労働契約による「別段の定め」がない限り、無期転換前と同一の労働条件が適用されます。

無期転換した場合の労働条件については、労働者と使用者との間で認識にずれが生じないように、あらかじめよく確認し合うとともに、無期転換前と異なる労働条件を適用する必要がある場合には、労働協約、就業規則、個々の労働契約で定めておくことが必要です。

特に、定年など、有期契約労働者には通常適用されない労働条件を無期転換後の労働条件として適用する必要がある場合には、あらかじめ労働協約、就業規則、個々の労働契約によりその内容を明確化しておくようにしてください。

なお、契約の更新、無期労働契約への転換の際にも、書面の交付による労働条件の明示（労働基準法第15条）が必要となります。「モデル労働条件通知書」が、福岡労働局ホームページ様式集よりダウンロードできますので、ご活用ください。

（福岡労働局労働基準部監督課 TEL092-411-4862）

医療関係者、事業主、労働者のみなさまへ

あなたの近くに、胆管がんの方はいらっしゃいませんか？

仕事が原因で胆管がんを発症したと認められた場合、労災保険給付が受けられます。

胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

※業務と胆管がん発症との関係について、一定の検討結果がとりまとめられたことにより、平成25年3月14日 までは、胆管がんによる労災保険の請求権の効力は進行しないことになっています。

特に次のような方はご注意ください。

◆過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等※を用いた溶剤に高濃度でばく露した方

※1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。

◆若くして胆管がんを発症した方

（胆管がんは通常、高齢者に発症が多いとされる疾病です。）

労災認定については、都道府県労働局、労働基準監督署にご相談ください。
福岡労働局労働基準部労災補償課 TEL092-411-4799

現代の名工を訪ねて ～第6回～ 「室内装飾工・山地時夫さん」

このシリーズでは、厚生労働大臣表彰「卓越した技能者表彰」（現代の名工）を受章された県内で活躍される匠の皆さんをご紹介します。

＜山地時夫さん・プロフィール＞

昭和13年生まれの75歳。地元の建材店にて内装工事を担当した後27歳の時に独立し、山地産業(株)を設立。

50年余に及び豊富な現場経験と知識にもとづき、独創的な天井用部材や施工方法を次々と生み出し、施工現場の作業効率の向上・安全化に大きく貢献している。

特に、地震時の天井の揺れを抑制する耐震金具の開発は各方面より高く評価され、25年6月に特許を取得。

施工方法の提案や部材開発に関する技能が卓越していることに加え、首席技能検定委員としても活躍していることから、平成24年度に「卓越した技能者表彰」、「技能検定関係功労者表彰」を受章した。



▲作業中の山地さん(右)

中学卒業後、家業の青果店手伝いを経て、地元の建材店に就職し、以来およそ50年もの間、内装仕上げ業に携わってきた山地さん。しかしながら、いわゆる内装工事を手掛ける「職人」ではなく、よりよい施工方法の研究や部材を開発して、現場の作業員が正確・安全・迅速に施工できる環境を作る「縁の下の力持ち」です。

「試行錯誤しながら開発したものを、満足そうに使っている人の姿を見るのが何よりの楽しみです」と語る山地さん。次々と生まれる新しい建材の研究に余念が無く、思いついたらすぐに実行に移すことがポリシーで、「人が出来ないことに取り組んで、完成した時が一番嬉しい。毎日がチャレンジです」と、意欲を燃やします。

45年程前から外国から輸入され始めた「システム天井」をいち早く取り入れたのも山地さんでした。その機能性の高さや施工・メンテナンスの容易さに目を付けて、山地さんは自らよりよいシステム天井の研究・開発を行い、群馬県庁や小倉北区役所など数多くの公共施設等で施工を手掛けるに至りました。

また、耐震施工にも力を入れており、天井を支える筋交いを連結補強する画期的な耐震金具「ブレース固定金具」を開発し、25年6月に特許を取得しました。この金具は、地震時に天井の揺れを抑制するものですが、ねじるだけで固定できるため溶接の必要がなく、また、位置の調整が下方から簡単にできるため足場を組む必要もないなど、作業員が安全にシステム天井を施工することを可能にしました。山地さんは、とくに、先般の東日本大震災で崩落する天井板の映像を見て、この耐震金具を普及させる必要性を強く感じているそうです。

これらの功績に加え、長く首席技能検定委員として後進の指導育成に尽力していることから、平成24年度に「卓越した技能者表彰」と「技能検定関係功労者表彰」のダブル受章を果たしました。

「今後も体の続く限り現役で役に立つ物の開発を続けて行きたい。若年技術者が安全・正確に、熟練技術者と同じ作業ができるような商品を開発したい」と気概を見せる山地さん。

日夜、私たちの安全安心な住まいづくりと、現場で働く作業員の事を考えた商品づくりに奮闘されています。

いきいき企業訪問

エイエス九州有限会社



福岡県では、誰もが働きやすい職場づくりを目指し、企業のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進しています。

今回は、宣言企業で、子育て中の女性が多く活躍されている「エイエス九州」さんをご紹介します。

●事業内容を教えてください

子育て中のお母さんスタッフがアパートやマンションを清掃する「えがお巡回清掃サービス」やハウスクリーニングなど、各種お掃除サービスを提供しています。

また、子育て中のお母さんのお手伝いとして、チャイルドシートクリーニングも行っており、大変好評です。

●子育て中のお母さんが多く活躍されているということですが

地元の子育て中の女性に、子どもが幼稚園に行っている間だけ、週2日だけなどそれぞれの事情に応じた柔軟な働き方をしています。

地元で雇用が生まれることで地域経済が循環していきます。また、自分の子どもが育っていく地域の安全・安心にお母さん方は大変関心が高く、仕事を通じた地域へ目配りで「子育てするの安心できる街」を作っていけると信じています。

「子は親の背中を見て育つ」とよく言いますが、いきいきと地元で働くお母さんの姿を子どもにみてもらえることで、世代をこえて「愛される地域づくり」にもつながると思います。

●これからの計画について教えてください

現在、「えがお巡回清掃サービス」は好評で、地元の春日市以外にも広がっています。さらに事業を拡大し、70名体制に発展させたい、また女性の管理職登用等をすすめていきたいと思っています。これからも、地域・母親・オーナー様・未来に「えがお」をお届けする新しいサービスを提供し続けます。



エイエス九州有限会社

代表者名 代表取締役 前田 雅史

所在地 〒816-0852 春日市一の谷 1-135

TEL:092-915-0160 FAX:092-915-0161

ホームページ <http://as-kyushu.area9.jp/>

労働委員会NOW

※労働委員会は、企業で使用者と労働組合が労使交渉を行う中で生じるトラブルを、公益、労働者、使用者をそれぞれ代表する委員が、公正・中立な立場で解決のお手伝いをする機関です。

「労働組合と労働委員会」

労働委員会は何をすることで存知ですか？労働委員会は、労働組合と使用者間のトラブルを解決して、労使が互いに信頼できる関係を築けるように支援する行政機関です。労働組合や使用者から申請があると、専門的な知識をもった公益委員、労働者委員、使用者委員が協力して、公正・中立な立場で問題の解決にあたります。この三者で構成されているというのが大きな特徴です。

憲法第28条は、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権を保障しています。長年信頼ある労使関係を築いてきた事業所等では、この権利が保障され、対等な立場で労働者の賃金・労働条件が決定されるルールをもっています。しかし、現実には、「組合員であるために、賃金・雇用面で不利益取扱いをうけた」、「使用者が団体交渉を拒み、団交日程が設定できない」、「労働組合の結成に介入された」など様々な問題が起こり、自分たちだけでは解決できないことが発生する場合があります。そういうときが、第三者機関である労働委員会の出番です。最近は職場に労働組合がない場合などに、一人でも入れる合同労組（ユニオン）に加入し労使交渉を行ったが上手く行かず、申立てをする事例も増えています。

労働委員会では、2つの方法で労使紛争の解決を支援しています。一つは、不当労働行為の救済制度（審査事件）です。不当労働行為の申立てがあると、労使それぞれの主張に基づいて事実関係を調査、審問し、最終的には不当労働行為の成否を判断して命令を出します。もちろんその過程で、双方の努力により和解が成立することもあります。もう一つは、労働争議の調整制度（調整事件）です。労使双方の間に立ってあっせんを行い自主的解決のサポートをする制度で、必要に応じて、労働者委員は組合に、使用者委員は使用者に聞き取りをしながら解決の道を探ります。

上記2つの方法の他に、県内4か所の労働者支援事務所では、労働者個人と使用者間で自主的な解決が難しい労働問題を当事者双方の間に立って解決するためのあっせんを行っています。今年の4月から、専門的知見に基づく判断を要する事案や、当事者が希望し、一定の要件を満たす事案については、労働委員会委員によるあっせんが利用できるようになりました。労働委員会委員による解決を望まれる方は、まずは労働者支援事務所にご連絡ください。

今日、労使紛争は複雑多様化してきており自主的な解決が困難な事案もあります。

労使関係で問題が発生し、解決の手立てがわからないということはありませんか。

多くの方に労働委員会を知っていただき、私たちによる解決に期待をよせていただきたいと思います。



福岡県労働委員会
鍋島 初美 委員

● ● ● お問い合わせ先 ● ● ●

福岡県労働委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟3階

◇労使紛争のあっせん・調停・仲裁 調整課 電話 092-643-3980

メール cchosei@pref.fukuoka.lg.jp

◇不当労働行為の審査

審査課 電話 092-643-3982

メール cshinsa@pref.fukuoka.lg.jp

◇ホームページのご案内 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d09/roudouiinkai.html>

労働相談 Q & A

Q



私は正社員として勤務している者ですが、1人暮らしの実家の母が脳梗塞で倒れ、退院後の日常生活に支障をきたしており、介護が必要な状態です。会社の就業規則等では介護休業の規定はありませんが、このような場合介護休業を取ることはできないのでしょうか？

A



「介護休業」については、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）」において、要介護状態にある家族を介護するために合計93日を上限として休業できる旨が規定されています。

したがって、会社の就業規則等に介護休業の規定がなくても、要件を満たしていれば、申出に対して会社は応じなければなりません。

具体的には、休業開始日の2週間前までに、対象となる家族が要介護状態であること及び、休業開始予定日と終了予定日を明確にした内容を書面（ファックス・電子メール等でも可）で申し出る必要があります。

介護休業制度の概要は、以下のとおりです。

1 介護の対象とされる状態

負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたって常時介護が必要な状態。

2 被介護者として認められる範囲

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫。

3 介護休業期間

対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して93日取得できます。

4 対象となる労働者

日々雇用される者には適用されません。また、期間の定めのある労働者は、その事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であり、かつ介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて引き続き雇用されると見込まれる場合（一部例外もあります）に限り、対象となります。

5 賃金

介護休業取得中の賃金については、法律では有給、無給の定めはありません。

6 介護休業給付金

雇用保険の被保険者の方が上記要件を満たし介護休業を取得した場合は、介護休業給付の支給対象となる場合もあります。支給額は、休業前の賃金の40%に相当します。

ただし、育児休業給付金と違い、健康保険料と厚生年金保険料は免除されません。

また、有給休暇日数の算定にあたっては、出勤したものとみなされます。

さらに、使用者は、労働者がその要介護状態の対象家族を介護するために請求した場合は、介護休暇の取得、時間外労働及び深夜業の制限に応じたり、介護休業を取得していない労働者には勤務時間短縮等の措置等を講じなければなりません。また、労働者が介護休業の申出をし、又は介護休暇を取得したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しています。

労働者支援事務所

労働者支援事務所では、賃金未払、解雇、労働条件などの労働相談を常時行っています

- 通常の電話・来所相談：開庁日（祝日及び年末年始を除く月～金）の8:30～17:15
- 夜間電話相談：毎週水曜日（祝日の場合は翌日）20:00まで

福岡労働者支援事務所

住所：福岡市中央区赤坂1-8-8（福岡西総合庁舎）
TEL：092-735-6149
Mail：fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp



北九州労働者支援事務所

住所：北九州市小倉北区内7-8（小倉総合庁舎）
TEL：093-592-3516
Mail：kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp



筑後労働者支援事務所

住所：久留米市合川町1642-1（久留米総合庁舎）
TEL：0942-30-1034
Mail：chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp



筑豊労働者支援事務所

住所：飯塚市新立岩8-1（飯塚総合庁舎別館）
TEL：0948-22-1149
Mail：chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp



発行：福岡県福祉労働部労働局労働政策課 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL：092-643-3585 FAX：092-643-3588

福岡県HP <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

印刷：大村印刷株式会社



「労働ふくおか」は再生紙を使用しています。
（印刷用の紙へリサイクルできます）